

半分以上の再資源化目標

東日本大震災

災害廃棄物処理にどう臨むか

東日本大震災により宮城県仙台市内で発生した災害廃棄物の発生量は約103万トと推計されている。同市では津波被害を受けた区域などで発生したガレキ類などは、沿岸部の蒲生、荒浜、井土の3カ所に設けた合計約100カ所の仮置き場に搬入し、可能な限り分別・再資源化を図る方針だ。再資源化できない可燃物に関しては場内に仮設の破砕施設・焼却施設を設置して処理を行い、早期処理を目指す。すでに3カ所にそれぞれ設置する焼却施設の設計・建設を手掛けるプラントメーカー3社と契約を締結。10月の焼却処理開始を目指すなど、被災市町村の中で先行した取り組みを行っている。

(黒岩修)

103万トは公共施設は生活系の可燃ごみの回収。そこへの搬入作業を除いた市民、事業系の収を再開した。併せて家進めており、今月6日現在では3カ所合計で約50万立方メートル、15万ト弱が運

た推計値で、同市が1年間に処

焼却処理は10月にも開始

等の前処理を来月にも本格化させ

理する量の約3年分に相当する。これを1年以内に仮置き場に搬入し、3年で処理を終えることを目指す。3月11日に震災発生後、避難所に避難する市民を早く生活の場に戻すことを優先し、廃棄物処理施設の修繕に早急に取り組み、同月15日に

被災市町村の対策(1) 仙台市



沿岸部に設置された仮置き場では、リサイクルしやすいように分別が行われている

び込まれている。全体発生量の15%程度は回収が完了したことになる。処理方針について同市震災廃棄物対策室の遠藤守也総括主管は、「できるだけ焼却や埋め立てに回さず、既存のインフラを使って再資源化を図っていくという考え。できる限り分別を詳細に行い、民間のリサイクル施設で処理する。発生量の半分以上はリサイクルしたい」と説明する。

リサイクルするためには分別が重要となる。このため、ガレキの発生現場で可燃物、不燃物、資源物の3種類に粗分別を徹底。さらに仮置き場に搬入してからは木くず、コンクリートがら、アスファルトがら、自動車、家電4品目、金属、可燃物、粗大ごみ、不燃物、危険物の10項目に分別し

ている。仮置き場の管理は宮城県産業廃棄物協会に加盟する地元の産業廃棄物処理業者に委託しており、廃棄物のプロが分別を担当する。

どうしてもリサイクルできないものだけ焼却・埋め立て処分する考えで、そのために3カ所の仮置き場にそれぞれ焼却プラントを設置する。施設の能力は蒲生と井土が日量約100ト、荒浜が約300トで合計500ト。蒲生、井土は10月、荒浜は12月からの焼却開始を目指しており、破砕

(取材日・7日)